

牧之原市建設工事の中間前払金に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市建設工事執行規則（平成17年10月11日牧之原市規則第35号。以下「規則」という。）第42条第2項の規定による建設工事に要する費用の前払金に追加してする前金払（以下「中間前払金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の対象工事)

第2条 中間前払金は規則第42条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を満たす建設工事を対象とする。

- (1) 中間前払金の申請前に規則第45条第1項に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。
- (2) 債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

(中間前払金の要件)

第3条 中間前払金は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表（規則第20条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金の額は請負代金の10分の2を超えない額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前払金

は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

(中間前払金の申請等)

第5条 中間前払金を受けようとする者(以下「受注者」という。)は中間前払金の認定請求書(様式第1号)に、認定請求明細書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(様式第3号)により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者が中間前払金を受けようとするときは、当該請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

4 中間前払金は中間前払金の認定請求書を受理してから14日以内に行うものとする。

(中間前払金の額の変更)

第6条 市長は中間前払金を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前払金の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

2 中間前払金を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金より著しく減額した場合において、受領済の前払金の額及び中間前払金の額(以下「前払金等の額」という。)が、減額後の請負代金額に基づく前払金等の額に当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と前払金及び中間前払金を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が定め、前金払を受けた者に通知する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成27年度繰越契約分及び平成28年4月1日以降の契約分から適用する。